

特集

2016年分所得税 確定申告の手引き

2017年度「税制改正大綱」 庶民増税と税務行政の強権化をねらう

税理士 佐飛 淳一

はじめに

安倍内閣は、12月22日に2017年度の税制改正大綱(以下「大綱」)を閣議決定した。「大綱」は安倍内閣の4年間について「雇用・所得環境は大きく改善」と自画自賛。しかし、「世界で一番企業が活躍しやすい国」をめざした「アベノミクス」が行き詰まり、貧困と格差の拡大をもたらしたことは明らかである。

「大綱」は「億総活躍社会」の実現へむけての取り組みとして、個人所得課税改革を上げている。また、「企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇につながる」として、大企業優遇税制を温存している。個人所得課税改革については、「今後数年かけて、基礎控除をはじめとする人的控除の見直し等の諸課題に取り組み」として、所得税増税の方向を示している。

さらに、納税環境の整備として、国税犯則取締法(以下「国犯法」)を国税通則法へ編入するとしている。このことで税務行政の強権化が懸念される。

配偶者控除の見直し

個人所得課税改革の第一 配偶者特別控除の見直し 一弾として配偶者控除・ をあげている。

配偶者控除の適用要件が年収103万円であるため、働く時間を調整する「就業調整」が行われる。いわゆる「103万

「大綱」は、働き方の多様性を理由に、給与所得控除などの「所得の種類」に応じた控除と基礎控除などの「人的控除」

「大綱」は、庶民増税と税務行政の強権化をねらっている。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇になる(いわゆる「トリクルダウン論」として、大企業や大資産家優遇税制は温存している。

個人所得増税の方向性

「大綱」は、働き方の多様性を理由に、給与所得控除などの「所得の種類」に応じた控除と基礎控除などの「人的控除」

「大綱」は「国犯法」の犯則調査手続きの見直しと国税通則法への編入を行うとしている。

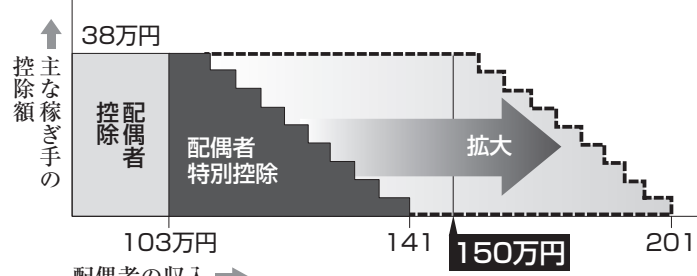
「大綱」は、庶民増税と税務行政の強権化をねらっている。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇になる(いわゆる「トリクルダウン論」として、大企業や大資産家優遇税制は温存している。

税務行政の強権化

「大綱」は「国犯法」の犯則調査手続きの見直しと国税通則法への編入を行うとしている。

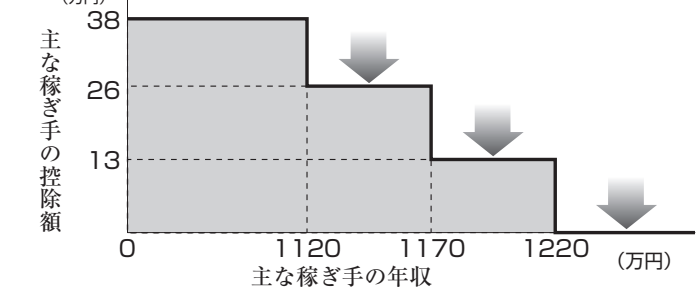
「大綱」は、庶民増税と税務行政の強権化をねらっている。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇になる(いわゆる「トリクルダウン論」として、大企業や大資産家優遇税制は温存している。

資料① 配偶者控除の適用拡大のイメージ



出所：毎日新聞ホームページ、2016年11月24日

配偶者控除の年収制限を超えた場合の控除額 (配偶者が年収150万円以下の場合)



出所：毎日新聞ホームページ、2016年12月1日

資料② 2017年度税制改正大綱のポイント

Table with 2 columns: Category (Family/Enterprise) and Point. Family points include: 女性活躍へ配偶者控除見直し, ビール減税、発泡酒は増税, 積立型NISAを創設, エコカー減税を段階縮小, タワーマンション節税を抑制. Enterprise points include: 事業再編を促進, 研究開発減税の見直し, 中小の優遇、対象厳格に, 中小の賃上げ減税拡大, 訪日外国客の酒税免税.

出所：全国商工新聞、2017年1月16日

「大綱」は、庶民増税と税務行政の強権化をねらっている。企業収益の拡大が雇用の増加や賃金の上昇になる(いわゆる「トリクルダウン論」として、大企業や大資産家優遇税制は温存している。

平和的生存権のための税制へ

中で、必要な税制は、経済的能力に応じた応能負担に基づく税制である。生活費非課税、勤労所得軽減税、所得に応じた累進課税。生活に課税し、低所得者ほど、負担割合の大きくなる逆進性の消費税は廃止すべきである。大企業や大資産家を優遇する税制も廃止すべきである。税金は平和的生存権の充実のために使われるべきである。憲法9条、25条(生存権)、26条(教育権)、27条(勤労権)の実現のために使われるべきと考えられる。そのような税制にしていく必要がある。

確定申告 個別相談会のご案内
期間 2月28日(火)～3月13日(月)
時間帯 相談者ごとに2時間 事前予約制です
①10時～ ②13時～ ③15時～
ご予約はお電話で協会(06-6568-7731)まで
※医業以外の所得(不動産、譲渡等)がある場合は、必ずお申し出ください。
会場 保険医会館3階会議室
会場 協会医業税理士団
※持参していただく資料等については電話予約時にお伝えします。
※マイナンバーの記載された書類等の取り扱いができませんので、ご持参されないようお願い致します。